

公認シンクロ審判員規定 改正について

1、 登録更新

現行：登録期間中（4年間）に 研修会及び審判実績 1 回以上。

改定：B・C級 — 登録の有効期間内（4年間）2 回以上の研修会参加および
2 回以上の審判実績があること。

A級 — 登録の有効期間内（4年間）2 回以上の研修会参加および
4 回以上の審判実績があること。

2、 昇格検定試験の受験資格および昇格の基準

現行：A・B級受験資格

- C・B級 登録から2年以上経過したもの
過去2年間継続して研修会1回・審判実績3回以上あるもの

改定：B級受験資格

- C級登録から2年以上経過したもの
受験年度から過去2年間に研修会2回・審判実績6回以上あるもの
(例) 2年前の実績はなくても、1年間の中で研修会2回・審判実績6回以上でも受験が可能となる。

*但し、過去（受験年度から）2年間継続して年1回以上の研修会実績
および年4回以上の審判実績があるものは2年目に受験可能

(例) 2010年度C級登録、2010年度に研修会1回・審判実績4回以上、2011
年度中に研修会1回・審判実績4回以上の場合は2011年度の検定試験を受け
られる。

A級受験資格

- B級登録から2年以上経過したもの
受験年度から過去2年間に研修会2回・審判実績8回以上あるもの
(例) 2年前の実績はなくても、1年間の中で研修会2回・審判実績8回以上でも受験が可能となる。

*但し、過去（受験年度から）2年間継続して年1回以上の研修会実績
および年5回以上の審判実績があるものは2年目に受験可能

(例) 2010年度B級登録、2010年度に研修会1回・審判実績5回以上、2011
年度中に研修会1回・審判実績5回以上の場合は2011年度の検定試験を受け
られる。

以上

*この審判員規定はより多くの研修会、実績をつんでいただきたいことと、女性特有の妊娠・
出産により、受験が難しくなることを考慮して改定されました。